

排水水の汚染状態の測定結果の 未記録、虚偽の記載等に対して 罰則が創設されました！

水質汚濁防止法が改正され、平成 23 年 4 月 1 日以降、排水水の汚染状態の測定結果の記録に加え、その記録の保存が義務づけられました。※1

また、意図的にこれらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対する罰則（30 万円以下の罰金）が設けられました。※2

※1 水質測定記録表に加え、チャート等又は計量証明書を3年間保存。

※2 測定を実施しなかった場合も適用。

これに伴い、測定項目・測定頻度等についても、規定されています（裏面参照）。

改正の詳細については、以下までお問い合わせください。

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 産業排水・土壌係

電話：078-341-7711（代表）内線 3389、3395

（又は、お近くの県民局の環境課へ）

注）神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市の各市内の工場・事業場については、各市の水質保全担当部局にお問い合わせください。

兵庫県 HP アドレス：

<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/suidakuhou/index.html>

【排水水の測定・結果の記録及び保存等について】

～水質汚濁防止法改正内容より（法第14条・規則第9条関係）～

1 排水水の測定項目（規則第9条第1号関係）

- ① 排水基準^{※1}が定められている項目のうち、以下の項目
特定施設の設置（変更）の届出（申請）の際、「排水水の汚染状態及び量」（水質汚濁防止法施行規則様式第1別紙4又は瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第1別紙4）に記載^{※2}の項目
- ② ①以外の項目であって、排出する可能性のある項目（必要に応じて測定。原材料等に含まれている場合や貯蔵されている場合等も含む。）。

※1 有害物質については全工場・事業場に、有害物質以外の項目については通常排水量30m³/日以上（瀬戸内海水域、円山川水域並びに矢田川及び岸田川水域以外は通常排水量50m³/日以上。瀬戸内海又は特定湖沼に排水が流入する地域における窒素・りんについては通常排水量50m³/日以上）の工場・事業場に適用されます。

※2 通常、排水口から排出されるものや排出されるおそれがあるもの（特定施設で使用等している項目や副生成等により存在すると推定される項目）を記載。届出（申請）記載事項に過不足がある場合は、変更の届出等の対応が必要。

2 排水水の測定頻度（規則第9条第1号関係）

- ① 全国一律の最低限の頻度：1年に1回以上 ※
- ② 温泉を利用する旅館業：一部項目（砒素、ほう素、ふっ素、水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量）のみ3年に1回以上

※ 「環境の保全と創造に関する条例」第151条第1項により、規則で定める工場等の設置者は、ばい煙等（排水水の汚染状態を含む。）の量等の6月ごとの知事への報告が必要。

この他、従来から、工場・事業場の規模や排水水の汚染状態等を踏まえて測定頻度を指導しているケースもあります。

3 測定の時期（規則第9条第7号関係）

測定しようとする排水水等の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻（事業の内容に応じた年間変動や日間変動を勘案し、事業者自らが判断）

4 測定結果の記録及び保存（規則第9条第8号及び9号関係）

結果は、「様式第8 水質測定記録表」に加え、

- ① 事業者自らが測定した場合 → 当該測定に伴い作成したチャート等[※]の資料
- ② 環境計量証明事業者に委託した場合 → 計量証明書を3年間保存することが必要。

※ 1)採水日、試料の保存方法等の試料採取記録、2)検量線、濃縮・希釈記録等の計算結果記録表、3)クロマトグラム、測定装置からの打ち出し記録等のチャート類等の資料

なお、兵庫県では、「環境の保全と創造に関する条例」（第65条）に基づき、有害物質を含む汚水（これを処理したものを含む。）の地下浸透が認められていませんので、ご留意下さい。

～ 詳しくは、おもて面の連絡先までお問い合わせ下さい ～